

事例表 1

## 雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)による再就職支援プログラムの実施(20-001)				
実施主体		公共職業安定所				
事業概要		早期再就職の必要性が高い求職者及び35歳以上の不安定労働者に対し、早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施				
年 度		平成 17	18	19	20	21
予算額 (千円)		4,480,732	3,857,388	3,269,168	3,250,946	2,806,982
目 標 と 評 価	目 標	①プログラム 開始者数8万 人以上 ②就職率70% 以上	①プログラム 開始者数8万 人以上 ②就職率73% 以上	①再就職支援 プログラム開 始件数8万件 以上 ② 就 職 率 76%以上	①再就職支援 プログラム開 始件数85,000 件以上 ②就職率73% 以上	①就職率70% 以上 ②就職支援プ ログラム開始 件数7万2千 件以上
	目 標 の 達 成 度	①達成(実績 83,107人)	①達成(実績 95,928人)	①達成(実績 90,152人)	①達成(実績 105,228人)	—
	合 っ た い	②達成(実績 72.8%)	②達成(実績 76.1%)	②達成(実績 78.8%)	②達成(実績 76.4%)	—
	事 業 執 行 率	プログラム開 始者数104% (83,107人/ 80,000人)	プログラム開 始者数120% (95,928人/ 80,000人)	プログラム開 始者数113% (90,152人/ 80,000人)	再就職支援プ ログラム開始 件数124% (105,228件/ 85,000件)	—
評価結果		施策として は、原則継続。 必要に応じて 手法の改善を 行う。	A	A	A	—

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した(以下の事例表について同じ)。

2 「評価結果」欄の記号の意味は次のとおりである(以下の事例表について同じ)。

A: 事業執行率が高く、目標達成度も高いもの。施策継続

B: 事業執行率は低い、目標達成度は高いもの。施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。

C: 事業執行率は高い、目標達成度は低いもの。目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要

D: 事業執行率も低く、目標達成度も低いもの。目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要

X: 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直し

Z: 既に廃止

## 〈調査結果〉

### 1 類似事業（項目1（1）－イ関係）

本事業は、①雇用保険受給資格者のうち特に早期の再就職の意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対し、担当者制により、安定所が提供しうる多様な手段を総合的に活用しながら、その個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した支援を行い、支援開始後2～3か月間での再就職の実現に資すること、また、②不安定な就労を繰り返す傾向がある35歳以上の者であって、支援の必要性が高い求職者に対しては、能力評価を含めたキャリア・コンサルティング、職場見学・職場体験、職場定着指導等の支援を行い、その安定した雇用への就職を促進することを目的として実施されている。

なお、不安定な就労を繰り返す傾向がある35歳以上の者（壮年不安定就労者）については、他の年齢層の者に比して安定した就労へ移行しにくい傾向が見られることから、その支援の充実が求められているところである。

今回、5都道府県労働局（以下「労働局」という。）（宮城、東京、石川、広島及び香川）における業務の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

#### ○ 本事業と「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）」との事業区分が不明確

本事業は、早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）が早期の再就職の意欲が高い者（一般支援対象者）や不安定な就労を繰り返す傾向がある35歳以上45歳未満の者（壮年支援対象者）を対象とし、個別対象者ごとに履歴書の添削や面接シミュレーション等を実施し、早期の再就職実現や安定した雇用への就職を促進するものである。早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）による就職支援プログラム実施に係る支援対象者は、表1のとおりである。

表1 早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）による就職支援プログラムの実施に係る支援対象者

対象者	要件
一般支援対象者	<p>次のいずれの要件にも該当し、プログラムに参加することにより早期の再就職の可能性が高いと判断された者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規定する雇用保険受給資格者であること。</li> <li>(イ) 雇用保険の受給資格決定後おおむね1か月以内であること。</li> <li>(ウ) 安定所への求職申込み後、自ら進んで安定所を訪れ、職業相談を受けて、3か月以内の再就職を希望する意思を示すなど、早期再就職の意欲が高いと認められること。</li> </ul>
壮年支援対象者	<p>次のいずれの要件にも該当し、職業相談の内容、職務経歴等からプログラムに参加することにより早期の安定した雇用への就職の可能性が高いと判断された者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 原則35歳以上45歳未満であること。</li> <li>(イ) おおむね1年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者や、非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い者など安定した就労の経験が少ない者であること。</li> <li>(ウ) 安定所への求職申込み後、自ら進んで安定所を訪れ、職業相談を受けて、3か月以内の早期の安定した雇用を希望する意思を示すなど、早期就職の意欲が高いと認められること。</li> </ul>

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

一方、「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）」は、再チャレンジプランナーが、原則として60歳未満の非自発的理由により離職した雇用保険受給者又は自営廃業者であって、扶養家族のいる世帯主である等、早期再就職の必要性が高い者、十分な職業能力がありながら効果的な求職活動の進め方が分からないために離職期間が長期化する若年者（35歳未満の者）やリストラ等による退職後自らの能力を生かせる仕事を見つけれない中高年求職者（45歳以上60歳未満の者）等を対象とし、こうした者が再チャレンジできるよう、自ら再就職の実現に向けた計画の策定が可能な者に対しては、その計画策定についての助言等を行い、それが困難な者に対しては、キャリアの棚卸し、能力再開発、求職活動のノウハウの付与、心理的問題に対する支援や生活面における相談・助言等からなる総合的な支援計画を策定すること等により、求職活動を支援するものとなっている。本事業と「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）」との支援対象者や主な事業内容を比較すると、表2のとおりとなる。

表2 本事業と再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）との支援対象者や主な事業内容の比較

事業名	早期再就職専任支援員による再就職支援プログラムの実施（20-001）	再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）
対 象	①早期の再就職の意欲が高い者（一般支援対象者） ②不安定な就労を繰り返す傾向がある35歳以上45歳未満の者（壮年支援対象者）	①原則として60歳未満の非自発的理由により離職した雇用保険受給者又は自営廃業者であって、扶養家族のいる世帯主である等、早期再就職の必要性が高い者 ②十分な職業能力がありながら効果的な求職活動の進め方が分からないために離職期間が長期化する若年者（35歳未満の者） リストラ等による退職後自らの能力を生かせる仕事を見つけられない中高年求職者（45歳以上60歳未満の者）等
職 業 相 談 員	早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）	再チャレンジプランナー
事 業 内 容	個別対象者ごとに履歴書の添削や面接シミュレーション等を実施	①自ら再就職の実現に向けた計画の策定が可能な者に対しては、その計画策定について助言 ②計画策定が困難な者に対しては、キャリアの棚卸し、能力再開発、求職活動のノウハウの付与、心理的問題に対する支援や生活面における相談・助言等からなる総合的な支援計画を策定すること等により、求職活動を支援

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

しかし、調査した5労働局管内の5公共職業安定所（以下「安定所」という。）（仙台、墨田、金沢、広島及び高松）の中には、再就職支援プログラム事業を担当ナビゲーターによる予約制で行っているが、一般支援と壮年支援の担当割及び予約枠の区分をせず、体制面の理由から、早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）は、本来の業務である壮年支援対象者への対応がほとんどできない状況（就職支援プログラム開始者122人のうち壮年支援対象者7人：平成20年11月末現在）にあるのがみられる。当該安定所の窓口では、年齢による区分もなく、壮年支援対象者のほとんどは、「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）」で配置されている再チャレンジプランナーの「総合的な支援計画」による支援対象者となっている（香川労働局高松安定所）。このように、両事業は、明確に区分されていない例がみられた。

また、自己都合による離職者とみられる29歳の雇用保険未加入者を本事業の対象として、1年半近く就職支援活動が行われている例（石川労働局金沢安定所）、事業主都合による離職者を早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）が支援している例（東京労働局墨田安定所）もみられるなど、現場においては、これらの事業間に大きな違いはないものと判断させる状況となっている。

なお、「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）」における就

職実現プランによる支援事業、総合的な支援計画による支援事業及びチャレンジ計画による支援事業の対象者の要件及び支援期間は、表3のとおりとなっている。

表3 再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援の実施（20-002）における就職実現プランによる支援事業、総合的な支援計画による支援事業、チャレンジ計画による支援事業の対象者の要件及び支援期間

項目	就職実現プランによる支援事業	総合的な支援計画による支援事業	チャレンジ計画による支援事業
対象者の要件	<p>原則として60歳未満の非自発的理由により離職した雇用保険受給者又は自営廃業者であって、扶養家族のいる世帯主である等、早期再就職の必要性が高く、就職実現プランによる支援がその早期再就職の実現のために有効であると判断されるものを対象とする。</p> <p>ただし、平成15年1月30日付け職発第0130008号別添「再就職プログラム実施要領」に規定する「再就職支援プログラム」の対象となっている者は、就職実現プランによる支援事業の対象としない。</p>	<p>リストラ等による退職後、計画的かつ効果的な求職活動ができないために、自らの能力を生かせる仕事を見つけられない中高年齢者や若年期から不安定就労を繰り返している中高年齢者等、心理的問題の解決に向けての支援や生活面の相談・助言等に重点的な支援が必要と思われるものであって、早期再就職の必要性が高い中高年齢者（原則として45歳以上60歳未満の者）を対象とする。</p> <p>ただし、再就職支援プログラムの対象となっている者は総合的な支援計画による支援事業の対象としない。</p>	<p>十分な職業能力がありながら効果的に求職活動を進めることができないために離職期間が長期化する傾向がある若年者等であって、一定の相談・助言等の支援により自ら再就職の実現に向けた計画の策定が可能な若年者（35歳未満の者）を対象とする。</p> <p>ただし、再就職支援プログラムの対象となっている者はチャレンジ計画による支援事業の対象としない。</p>
支援期間	<p>原則として最初の就職実現プランの策定日から4か月以内とすること。</p> <p>なお、相談の結果、すでに当該求職者が行うべきことが、求人検索と応募だけであるなど、就職実現プランの策定の必要がないと判断される場合や、対象者が再就職を希望しなくなったり、同プランに記載されている事項を繰り返し実施しない等、引き続き支援を行っても効果が見込まれないと判断される場合には、当該期間内であっても再チャレンジプランナーによる支援を打ち切ることができること。</p>	<p>原則として就職実現プランに係る支援期間の規定（左記参照）を準用する。</p> <p>ただし、下記(5)イ(ア)により、総合的な支援計画の対象期間が民間委託事業の就職支援期間（6か月間）の終了日まで延長された場合には、支援期間も同日まで延長されるものとする。</p> <p>(5)支援内容</p> <p>イ 総合的な支援計画の策定及び必要な支援への誘導</p> <p>(ア)再就職までの目標期間を定めて、短期集中的な就職活動を行えるよう、1つの総合的な支援計画の対象期間は原則として3か月以内とすること。</p> <p>ただし、民間委託事業の支援対象者については、同事業の就職支援期間（6か月間）の終了日まで対象期間を延長するものとする。</p>	<p>就職実現プランに係る支援期間の規定（左記参照）を準用する。</p>

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

## 2 職業相談業務の実施状況（項目2-イ関係）

（上記1参照）